

(目的)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学情報メディアセンター運営規程第8条の規定に基づき、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)が所有する計算機設備及びネットワーク設備(以下「情報システム」という。)の円滑な運用とモラルの維持のために必要な事項を定めるとともに、禁止行為に対する措置とその適用手続きを定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 情報システムの利用者は、次の者に限る。

- (1) 本学の教職員(非常勤職員を含む。)
 - (2) 本学の学生
 - (3) その他、情報メディアセンター長(以下「センター長」という。)が必要と認め、利用を許可した者
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者がその身分を停止されているときは、原則として利用を認めない。

(利用の申請)

第3条 情報システムの利用者は、情報システムの利用に先立ち、情報システム利用申請書及び誓約書(様式第1号)をセンター長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、当該様式は前条第1項第1号に該当する者の様式であり、前条第1項第2号及び第3号の者の様式は、当該様式に準じて別に定める。

(利用の承認)

第4条 センター長は、前条の申請が適切であると認めたときは、申請者に情報システムの利用権限を与え、利用者コード(以下「アカウント」といい、パスワード等を含む。)を発行する。

(利用権限の管理)

第5条 利用者は、第三者との利用権限の貸借を行ってはならない。
2 アカウントは、遺漏または盗用されることがないように適切に管理しなければならない。

(利用の範囲)

第6条 利用者は、次の利用目的に限り情報システムを利用することができる。

- (1) 本学で開講される講義、演習等の受講利用
- (2) 本学の教育課程に基づく教育目的の利用
- (3) 本学での研究活動に関する利用
- (4) その他、センター長が必要と認めたもの

(利用者が負う責任)

第7条 利用者は、情報システムを利用するにあたり、次の事項についてその一切の責任を負うものとする。

- (1) 利用者が情報システムを用いて行う通信の内容
- (2) 利用者が情報システムを用いて、他の利用者に提供するサービス
- (3) 利用者が情報システム内に保有するデータ
- (4) 情報システムを利用することにより利用者に生じた損害
- (5) 利用者が情報システムを利用することにより他の利用者、第三者、本学、及び他の組織に与えた損害

(遵守事項)

第8条 利用者は、情報システムを利用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 社会の一員としての自覚に基づいて利用すること。
- (2) センター長の指示に従うこと。
- (3) 情報機器等を情報システムに接続する場合は、センター長に届け出ること。

(禁止行為)

第9条 利用者が、情報システムを利用するにあたっては、次の行為を禁止する。

- (1) 犯罪として刑罰にあたる行為及び公序良俗に反する行為
- (2) 他人のプライバシーを侵害する行為
- (3) 他人の情報を破壊若しくは盗用、漏洩する行為及び著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4) 営業その他利得を目的とする行為
- (5) 本学の名誉を傷つけ、また情報システムの品位を害する行為
- (6) 情報システム及びこれに接続する他のネットワークの正常な維持及び運用を妨げる行為
- (7) その他、情報システムの目的に照らし、不適切な行為

(禁止行為に対する情報メディアセンター長の措置)

第10条 センター長は、前条に定める禁止行為が発生若しくは発生する恐れがある場合(以下「禁止行為等」という。)、その利用者に対して情報システムの利用停止など必要な措置を講じて、これを調査することができる。

2 センター長は、前項における調査の結果、禁止行為等が認められた場合、利用者の利用権限を完全に停止(以下「利用停止処分」という。)することができる。

3 センター長は、禁止行為等に対する利用停止処分を講じようとするとき、違反者本人と、違反者が学生である場合には学務課長に、それ以外の者である場合には総務課長に対し、その禁止行為等の内容と利用停止処分の期間を決定し、通知する。

4 前項に掲げる利用停止処分の期間は、原則として1週間以上2週間未満とする。ただし、違反

者の別を問わず、利用停止処分の原因となった禁止行為等が、刑事罰等の国内法に抵触する可能性が認められる場合は、この限りではない。

- 5 前項において、違反者が教職員または学生である場合で、かつ利用停止処分の原因となった禁止行為等が、本学が別に定める懲戒に該当する場合は、その懲戒措置により改めて利用停止処分の期間を決定することができる。
- 6 前2項による利用停止処分に伴い利用者に生じた不利益について、本学はその責任を一切負わない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

情報システム利用申請書及び誓約書

公立鳥取環境大学情報メディアセンター長 様

貴学の情報システムを利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、情報システムの利用にあたっては、「公立鳥取環境大学情報システム利用規程」を遵守し、貴学に迷惑をかけるような行為は行わないことを誓約します。

申請日 年 月 日

教職員番号 (個人番号)		所 属	
フリガナ			
氏 名			印
ローマ字氏名			
現 住 所	(〒)		
電 話 番 号			
希望アカウント ()	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		

(*)注意事項：希望アカウントは、「英小文字」を先頭とした 英数半角小文字、及び” - (ハイフン) ”で構成する3文字以上8文字以内の文字列としてください。(l(エル)と1(いち)は混同しがちなので使用にはご注意下さい)また、アカウントが重複した場合、再度希望をお聞きます。

使用可能文字：a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 -

注) 黒又は青のボールペン・万年筆で記入してください(鉛筆不可)
(「情報システム利用規程」は“Campus Guide”で確認してください)

個人情報の取扱いについて

申請いただいた個人情報は、本学情報システムの管理運営に関する基礎資料としてのみ使用します。公的機関等により強制された場合等のやむを得ない場合を除き、これを第三者に提供・開示することはありません。